

平成26年

かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第4号

平成26年9月11日(木曜日)午前10時00分 開 議

出席議員

1番	来 栖 丈 治 君	9番	佐 藤 文 雄 君
2番	小 倉 博 君	10番	中 根 光 男 君
3番	川 村 成 二 君	11番	鈴 木 良 道 君
4番	岡 崎 勉 君	12番	小座野 定 信 君
5番	山 本 文 雄 君	13番	矢 口 龍 人 君
6番	田 谷 文 子 君	14番	藤 井 裕 一 君
7番	小松崎 誠 君	15番	山 内 庄兵衛 君
8番	加 固 豊 治 君	16番	廣 瀬 義 彰 君

欠席議員 なし

出席説明者

市 長	坪 井 透 君	環境経済部長 (併)農業委員会 事務局長	根 本 一 良 君
副 市 長	石 川 眞 澄 君	土 木 部 長	渡 辺 泰 二 君
市長公室長	木 村 義 雄 君	会 計 管 理 者	高 田 忠 君
総 務 部 長	小松塚 隆 雄 君	消 防 長	井 坂 沢 守 君
市 民 部 長	板 垣 英 明 君	教 育 部 長	飯 田 泰 寛 君
保健福祉部長	金 田 克 彦 君	水道事務所長	田 崎 清 君

出席議会事務局職員

議会事務局	局 長 君 山 悟
〃	補 佐 乾 文 彦
〃	係 長 小 池 陽 子
〃	係 長 杉 田 正 和

議事日程第4号

日程第 1 議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第53号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の制定について
議案第54号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について

- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 市道路線の変更について
- 日程第 5 請願第 8 号 「集团的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 5 2 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 議案第 5 3 号 かすみがうら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 4 号 かすみがうら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 5 号 かすみがうら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 6 号 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第 5 7 号 かすみがうら市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 8 号 かすみがうら市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 6 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 6 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 6 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 6 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 6 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 美並小学校校舎耐震補強及び大規模改造工事請負契約の締結について
- 議案第 6 5 号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第 6 6 号 平成 2 5 年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3 議案第 6 7 号 平成 2 5 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 8 号 平成 2 5 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 9 号 平成 2 5 年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

日程第 4 議案第 73号 市道路線の変更について

日程第 5 請願第 8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

開 議 午前10時00分

○議長（鈴木良道君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立をいたしました。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 議案第 52号ないし議案第 65号

○議長（鈴木良道君）

日程第1、議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてないし議案第65号 霞ヶ浦中学校屋内運動場大規模改造工事請負契約の締結についてまでの14件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第52号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についてお尋ねをいたします。

前回の公金着服事件、平成24年だったかなと思いますが、このときも市長初め、管理職の給与の削減があったかと思います。それについて確認したいと思います。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

お答えいたします。

前回の公金着服事件の際の減給措置についての質問にお答えをいたします。

ご指摘の措置は、条例改正によりまして市長の給与を20%、副市長及び教育長の給与を10%、それぞれ平成24年12月の1カ月減額したものでございます。

また、管理職手当につきましては、かすみがうら市職員の給与に関する規則を改正をいたしまして、管理職手当の特例措置として部長級の職員の管理職手当を50%削減をしております。

この件につきましては、部長級職員一同から市長に対し不祥事がたび重なった事態に鑑み、当時管理職手当が20%減額であったところ、1カ月間を50%減額とすることで申し出が市長にあったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

市長が20%、副市長と教育長が10%、管理職の皆さん、部長級だと思いますが、その方たちはたび重なる不祥事にその責任をとるということで、みずから申し出て管理職50%ですか、50%を自主的にやるということそれが認められたということだというふうに確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

総務部長 小松塚隆雄君。

○総務部長（小松塚隆雄君）

50%削減はそのとおりでございますが、監督責任につきましては、全管理職ということではないと思いますので、そこは市長、副市長、教育長はその監督責任ということございましたけれども、そういう不祥事がたび重なった事態に鑑みたというような表現となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

不祥事が重なったので部長級も自主的に管理職の手当を削減する申し出をやったということですね。

今回は、副市長1人しかいないんですね。市長と教育長がいないということでひとり舞台になっちゃうんですけども、これたび重なっているんですね、たび重なっている。つまり公金着服が今回また同じ時期にあったということだったんですね。そういう意味では、10%じゃなくてこれ自主的に、前私が質問したときには総務部長が別に基準はないということ答弁しておりました。そういう意味では、10%、20%、それぞれの思いでやれば良いと思うんですが、今回はそういう意味ではダブルスコアなんかは考えませんでしたでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

現在のところダブルスコアは考えておりませんでした。前市長でございますけれども、前市長もできるだけ自分の在任期間中にというふうな思いはあったわけですが、前市長についても、返還の申し出というのはございました。これは前回と同じ率ということで伺ってはいます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

朝日新聞ですね、宮嶋市長が自主的に給与を返還を申し出。これは20%だったですか、この記事は。全額ではなかったんですか。

○議長（鈴木良道君）

副市長 石川眞澄君。

○副市長（石川眞澄君）

全額ではなくて、私のほうで伺っているのは前回の返還と同じ率というふうに伺っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

余り副市長の給与の削減を強要するわけにはいかないですから、自主的なものですからよろしいかなと思います。

それで何回か新聞に載っておりますが、この中で今回着服が判明して懲戒免職になった市職員ですね、これ向原土地区画整理組合というのは、業務上横領容疑で刑事告訴ですか、告訴するという方向で検討しているということですが、その後どうなったのでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

向原土地区画整理組合の刑事告訴の件とその後の経過についてお答えをいたします。

土浦警察署では、組合からの被害届を8月18日正式に受理をしたとのご連絡がございました。それ以前から組合から相談があり、また、新聞報道もされていたことから、捜査は既に開始をしていたとのごございました。市の対応につきましては、土浦警察署から捜査資料提供などの形でご協力をいただきたいというような要請がございました。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、告訴はしないということなんですか。被害届だけでそれ以上のことは、後は警察に任せるという意味なんですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

組合のほうでは、被害届で対応をしたいということのようなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

朝日新聞の記事によりますと、渡辺部長が「1350万円をなぜ女性に渡したのか、本人からは納得いく説明が一切ないと、警察の力をかりるしかないとして告発の方針を決めた」というふうに書いてあるんですね。これは告発の方は取りやめたのはなぜでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

7月22日に、土浦警察署のほうへ告発を前提としてご相談に伺いました。その際、土浦警察署のほうと協議をした結果、事件立件をする上で一番大事なのは向原土地区画整理組合の意思であ

り、そのようなことのご指導をいただきましたので、組合の動向を見守るということで対応をしてございました。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

組合の意思を尊重すべきだということでこちらのほうはやらなかったということですが、やはり事実関係がこのまま不明瞭になってしまっただけではいけないと思うんですね。

流用職員、実際には400万円横領かというふうになっているんでしょう。これがいつ具体化になるかどうかですね。1350万円を2回にわたって引き出して、それを高齢の地権者、神立停車場線のところに土地を持っている方に2回にわたって渡したと。以外に向原のお金を流用していたということが出されたと思うんですね。こういう事実関係はもっともっと明らかにしていかなければいけないと思うんですが、これは被害届だけだとどこまで事態がはっきりされるんでしょうか。警察と話し合いはされたかどうかわかりませんが、そこが大事なんですよ。実際にはこの400万円という新聞記事が踊っていますが、実際にどういうふうなことで経過がはっきりわかるのか、これについてお答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおり、9月2日の読売新聞におきまして、400万円は私的に着服をしたというような新聞報道がされたわけでございますけれども、この内容につきましては、組合のほうの独自の調査でございまして、市のほうではその調査はいたしておりません。土浦警察署のほうといたしましては、最終的に事件を立件し、検察のほうへいくわけですが、その際公表するかしないかというような判断もそこであらわれるということで、公表をする場合は市のほうにはご連絡を差し上げますというような連絡はいただいております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、警察の判断もしくは検察の判断で公表するか公表しないかが決まるということですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

警察署のほうからはそのように伺っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

警察にもやはりきちっと公表できるように要請すべきだと思うんですね。このまま400万円と

いう数字は今おっしゃったように、向原土地区画整理組合のほうで独自に調べたら、そういう不透明な引き出しがあったと。それが400万円だというふうに言っているわけでしょう。そういう点は確認されたんだと思うんですね。その通帳を見て渡辺さんも、確認されたでしょう。されてないんですか。されたと思うんですが、されてないかどうかは、まあじゃされたかどうか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

本人に確認したときに、1350万円を地権者に貸したというようなことで、地権者のほうからも間違いなく1350万円はお借りしましたというような整合性のとれた回答でございましたので、市のほうとしては、その400万円を当事者が着服をしたという事実はつかんでございませんでした。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えていない。組合が調査をしたわけでしょう、通帳。通帳を預けてたんでしょ、まるっきり。それでそこから引き出したわけでしょう。そういう事実を組合のほうでわかったわけでしょう。それを部長は確認しましたかというの。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

申しわけございませんでした。一応組合のほうからはそのようなご連絡はなく、新聞報道で内容は承知いたしました。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

だから、渡辺さんは確認、実際に組合の通帳を見て説明は受けてないということですね。受けてないし、聞こうともしなかったということですね。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

確かにもう既に退職をした後にそのような話が出てきましたので、こちらでは確認はしておりません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○議長（鈴木良道君）

退職したかどうかの問題じゃないんだよ。重大な問題なんだから、退職云々かんぬんは関係ないですよ。退職したら、後は公表も何もいいですよということになったらおかしいじゃないですか。退職したというのは懲戒解雇にしたわけでしょう。それだけ厳しい着服をやったということですから、これは具体的に事実関係を公表できるように、検察のほうに要求・要請をしたほうが

いいと思います。市長、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

この事件につきましては、向原の当事者のほうから被害届が出ておりますので、警察のほうの捜査のほうもそれに従って進んでくるものというふうに理解をいたしております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えていないんですね。きちっと公表するように検察に要請すべきじゃないかと言ったんです。そういう気はないんですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然事件の内容、重さ、そんなものによってこれは判断していくべきものでありますので、警察の判断によってなされるものだと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、要請はしないんですねと言ったんですよ。要請しないんですね、じゃね。検察にちゃんと事実関係をわかれば、これは非公開ではなくて公開するように、もしくは市のほうにもその分をきちっと公開する。そういう要請をしませんかと言っているんですよ。そういう要請は市長は考えていないということですね。

○議長（鈴木良道君）

市長 坪井 透君。

○市長（坪井 透君）

当然市の職員のことですからいろいろ市からの情報提供、書類の提供、それと当然警察等が出た結果等につきましては、市のほうにこれは報告があるものだというふうに私は理解をしています。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

できる限りちゃんと要請をして、報告来たらもうじゃなくて、報告も来なかったらちゃんと要請してください。そのままにしてはまずい。やはり同じような事件が起きる可能性はゼロとは言えないわけですね。

前回も、私、一般質問の中で職員の採用の問題でる聞きましたよね。そういう点では、非常に不透明な箇所が出てくるわけですから、そういう点では、やはりきちっと今の職員の規律を守っていく、このことが必要だというふうに思います。

それでは、次ですね、次じゃない、続けていいんですか。

○議長（鈴木良道君）

続けてください。

○9番（佐藤文雄君）

議案第53号でございます。特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準の条例の問題ですが、子ども・子育て支援法には、正当な理由がなければ拒んではならない。つまり保育事業者がですね。この保育の応諾義務というのがうたわれております。かすみがうら市条例案では6条ですか。例えば定員超過で申し込みがあった場合は、公正な選考をしなければなりません、正当な理由については、子ども・子育て会議の対応方針で特別な支援が必要な子どもの状況と施設、事業者の受け入れの状況と施設、事業者受け入れや能力と体制が難しい場合、それから保育料の滞納、保護者とのトラブル、こういうことで問題点として上げられているんですが、障害児については、加配や施設設備の状況を正当な理由とされたり、つまり障害児を受け入れることがなかなか難しい、相手側ですね。あとは保育料の滞納が要請されたり、滞納実績がある保護者の場合の正当な理由となって応諾義務が除外されるというふうに解しているというところがあるんですね。さらに、保護者とのトラブルでは、施設事業者がトラブルだと認識すれば、契約を結ばなくてもよいとされております。

つまり子ども・子育て支援法が施設事業者に負わせている応諾義務が実際に効力を発揮するかが問題だと、大きな問題だと。このように契約方式による利用方式は、契約がどうなるかは自己責任になっちゃうんですね。保育難民が生まれる危険性があるということですが、どのように考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんのご質問にお答えします。

この条例案におきまして、特定教育・保育施設は、正当な理由がなければ利用申し込みを拒んではならないというふうなことになります。また、市から施設利用者に対しまして施設外にあつせん、また調整及び要請に対する協力をいただいて対応し、施設の入所をお願いしていきたいというふうなことで考えております。

また、国においても、これら不当な理由に該当する項目については、慎重に整理した上で今後運用上の取り扱いについて示していくというふうなことでなっておりますので、国の動向のほうを注視しながら進めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今は、いわゆる保育料の滞納だとか、それから保護者とのトラブルが受け入れしなくてもいいという正当な理由にされたりする場合があります。それと今、障害児については、加配や設備の状況、うちはこれは無理ですよというふうなものは正当な理由になる可能性があるというんですよ。

厚労省か内閣かわかりませんが、私もFAQというよくある質問に対して明確な答えがどう出

されているか見たことありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

その部分については見ておりません。ただ、国のほうでも、それらのことも十分検討した上で、今後運用上の基準として各自治体のほうへも案内があるというふうなことで期待をしておりますので、それらを注視しながら市の運用上の取り扱いにも反映させていきたいというふうなことで考えております。

○9番（佐藤文雄君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これはFAQというかよくある質問の中に書かれているとは思いますが、それは見ていただくと同時に、そういう条例案そのものが国が示す子ども・子育て支援法の従うべき基準と参酌基準、これに基づいて、特定教育・保育施設の確認をするために運営基準を定めることになっているんですね。この条例案は、根本的に問題抱えているというふうに私たちは捉えております。

1つは、今言ったように、保護者は市町村が確認した特定教育・保育施設、または特定地域型保育事業と契約することにより保育を受けることとなります。ところが、保護者が希望しても、特定教育・保育施設が同意しない場合は不成立となる。保育を必要とする子どもが保育を受けることができるとは限らない。施設を利用できない場合や、希望する保育条件より質の低下した条件の施設の入所を選択せざるを得ないという事態も考えられるということなんですね。これについてはどう考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そのようないずれの件のことにつきましても、今国のほうでそれらを整理しているというふうなことで聞いておりますので、それらを国のほうででき上がったものを見せていただいた中で、また、市で検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、問題点のその2なのですが、運営に関しても大きな問題があるんですね。認定こども園、また、家庭的保育事業は給付金、これについて施設型給付であり、用途制限がないために人件費を抑制して利潤を生み出し、それをほかの事業に使用することが可能となるわけですね。そのために幼児保育の質の向上につながる制度とは言えないという、こういう意見もあります。

また、認定こども園、家庭的保育事業等にとっては、保護者から保育料を徴収するために運営の財政基盤は施設型給付費、地域型給付費に保育料を足して運営財源とする仕組みであるために、保育料の滞納は運営費に穴をあけることとなります。

つまり、こういう認定こども園とか家庭的保育の場合は、委託という形じゃなくて一定程度国から支援を受けますが、あと保護者が負担する保育料等については、直接契約になるわけですから、そちらのほうはその事業者が保育料を徴収するということになるわけですね。そうしないと運営できない。認可保育所なり、また私立じゃない市立ね、市立なんかはちゃんと一般財源で保障しますから、そういう財政的な心配はないんですよ。

こういうことで実際に認定こども園なり、小規模保育なりの園にとっては、安定的に運営ができなくなる、そういうことが懸念されますが、市当局はどのように考えておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えします。

これらの施設につきましては、公定価格に基づきまして運営費を市から支払われることとなります。また、施設型給付費となり、利用者負担金を差し引いた部分を施設に払うこととなります。そういうふうなことから安定した運営ができるものと考えております。

利用者負担金の未納がまた生じた場合は、まず、施設において滞納金が発生しないよう自主努力をしていただくよう指導してまいります。支払いに応じない保護者などに対しまして、児童福祉施設としての位置づけに鑑み、市が施設にかかわって納付請求を行うことも検討してまいります。

また、特定教育保育施設につきましては、これまで同様県認可施設として県の適切な指導監査のもと運営していくこととなりますが、さらに新制度のもとでは、施設型給付費の対象施設として市が主体的に関与していくこととなっておりますので、佐藤議員さんご指摘の事項なども踏まえまして、施設の安定経営のもとに保育の質の向上につながるよう市で指導していきたいというふうなことで考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

言っている意味わからないですか。財源的に不安定になるんですよ、安定的に運営できると言ったでしょう。

補助する部分は公定価格で、あくまでも補助する部分ですよ。あとの残りについては、保護者から徴収することになるわけですよ。だから、きちっとした運営資金がなければ、この認定こども園なりが運営できないというになるんですよ。だから、不安定だというんです。ところが、認可保育所なり、私立じゃなくて市立なんかは一般財源で保障されますから、別にそういう問題はないわけですね。そういうことを言っているんですよ。

部長にも渡したでしょう、あの記事を。「新制度認定こども園説明会、不安の声が続々」。政府が認定こども園の説明会を内閣府でやったんだって。来年4月から始まるものについて大幅な補助金減となるということで、その認定こども園の認定を返上する動きがあるというんですね。なんか、千代田保育園も認定こども園を返上するんじゃないかという、そういううわさも聞くんですが、そういう意味では、認定に踏み切れないということで、また、急遽9月18日にもう1回

700人規模の説明会を決めたということですね。

そういうことがあるわけですよ。公定価格の問題もあります。ただ今言ったように、運営するときに安定的に運営できるかというところに問題があるわけですね。そういうことを理解しておりますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

佐藤議員さんのほうからいただきました新聞記事等も見させていただきました内部のほうでも協議したところなんです、その時点においては、大部分の施設については、基本となる公定価格、その部分のみの計上で計算をして経営が不安定だというようなことの判断をされているようだというふうなことでありました。その後、県のほうからも、こういうふうなことの不安に対しまして県の考えのほうを示した文書が示しておりますが、そこにまた付加的要素の中での割り増し、その公定価格以外に割り増しのある部分、それらを計上しないために、経営が安定しないというようなことになっているようだというふうなことで、県のほうからも回答はいただいておりますので、各施設において公定価格以外の部分での上乗せ、それらをして計算をすれば、安定した経営が成り立つものというふうなことで今は考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

公定価格の問題も問題なんです、確かに。幼稚園児の場合の公定価格と保育園児の公定価格というのは同じなんです。でも、実際には預かる時間が違うんでしょう。でも、そういうところでは矛盾があるわけですよ。そういうところがあるんですが、今私が言ったのは、部長が言ったでしょう、例えば保育料をなかなか納めないとか、そういう問題があるのかなんとかと言ったときには、市が納付請求をいたしますと言ったでしょう。直接契約だから、法的に市が納付請求はできるわけではないんですよ。誤解ですよ、それ。だって、法的には直接契約ですよ、認定こども園。できるんですか、法的に。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今手元にその点についての資料がありませんので、後ほどご回答申し上げたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなか難しい制度でほんとに複雑怪奇になっちゃっているんですね。今までは要求保育させてください、保育を頼みますというふうにやれば1つの流れでやれましたが、今度は何時間だとか、そういうことまで全部やって、認定を受けてからやるというふうになっちゃうでしょう。そういうところで複雑なんです、ただ言えることは、OECDの保育白書というのがあるんですね。ここには「保護者への直接的な補助金給付は、子どもへの適切な保育の提供にならないこと。

職員の研修の改善や給与の改善に貢献せず、保育の質の向上につながらず、見た目だけのサービスなどに広がる」というふうに指摘しているんです。

今言ったように、公定価格を保護者のほうに給付する。それを代理受領するということなんです。ご存じですか。あくまでも代理受領なんです。つまり保育を受ける保護者に対してその公定価格の分が支給されると。それを代理受領するのが今回の制度なんです。ですから、その不足分については、保護者が直接契約で納めなきゃいけない。そういう点では、経営は不安定になるということなんです。

こういう問題点があるということなんです。これについてはもちよっと調べておいていただきたいと思うんですが、今見たようなやり方の制度そのものについての問題点があるということをご指摘しておきたいと思います。答弁を求めても難しいでしょうから。

それでは、次、議案第54号 家庭的保育事業及び設備及び運営に関する基準を定める条例案についてでございます。

家庭的保育事業とはどういうことなのかということ、これについて1回ちゃんと説明してください。私のほうで差し上げたでしょう。家庭的保育事業とはどういうことなのか。

今回、示された認可基準は、無認可保育所の保育者の資格要件が一部改善されるということで、一定の評価はできますが、それでも現行の保育所基準を下回っており、保育に格差が持ち込まれることが懸念されるわけです。

家庭的保育事業の国の認可基準は、ほとんど事業で保育の担い手は、保育の担い手ですよ、保育士資格を必要とせず研修のみでいい。これは小規模保育所事業は、A型は保育士資格全員、B型は2分の1以上、C型は研修のみでいい。こういう保育をする保育士さんの資格がABCのそういうランクになっちゃっているというのが非常に問題だと思うんです。

かすみがうら市条例の第23条の2項では、やはり職員は市長が行う研修を受けたもので国家資格の保育資格でなくてもよいというふうになっております。この市の資格基準は国の示した内容を踏襲しているだけで、実際に小規模保育事業のA型以外は、保育要件として保育資格を必要としないということになってしまおうと思うので、これはやはりどんな事業でも保育者は全て保育資格とするべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、議員さんご指摘の議案第54号の家庭的保育事業等の趣旨でございますが、家庭的保育事業とは、地域型保育給付の対象、主に3歳児未満児を対象としたものと、家庭的保育事業、5人以下でございます。また、小規模保育事業としまして6名から19名、それらの施設の中でABCというふうな3つのタイプで行うような事業でございます。

また、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、これらは地域の子どもが対象となる施設でございますが、多様な保育ができるというふうなことでの新制度での位置づけとなっております。

また、議員さんのほうからご指摘いただきました保育士の資格等につきましては、国のほうでもいろいろな形での保育事業に当たれるというふうなことで大分対策的には緩めのもので基準をつくっているのかなというふうなところもございますが、市のほうでは、基本的にそれらを判断

できるものもございませんので、基本的には国の基準を参酌して今回は決めさせていただきたいというふうなことで考えてございます。

また、家庭的保育事業等を運営する施設につきましては、新制度のもとでは市が認可主体となっておりますので、直接的に指導監督を行っていくことができることとなりますので、市としては、国の定めている基準、これが最低基準として市のほうでは今回条例のほうを上程させていただいたこととございますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私、上乘せ基準なんかはどうなんですかというふうなことも、国のいわゆる参酌と従うべき基準と、これについて一覧表で皆さんにお渡しされたと思うんですが、やはり逆に、神戸だったような気がするんですが、基本的に小規模保育については、A型を推奨するというふうな立場で市がそういう対応をしていくと。また、B型、2分の1じゃなくて3分の2にするとかという、そういう上乘せをしているところもあるんですね。ただ国からの参酌だけでやるんじゃなくて、そういう上乘せをする、もしくは市の姿勢としては、認可をする場合にはAを最優先でやるとか、そういうことも考えるべきだと思うんですね。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それらのことにつきましては、先行きがなかなか不透明な部分もございますので、この条例で運用させていただいた中で、市の条件等に合ったもので、また条例の変更等は行って、特に必要となるような施設については、特段のまた配慮等が必要な部分もあるかもしれませんので、そこら辺を考慮した中で、また改めて議会のほうへご相談などもしていくようなことがあるかもしれませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことも検討、来年の4月1日からということになりますが、やはりそういう意味では現実に合わせていく、保育の質を低下させないという立場で市は取り組んでいく必要があるというふうに思います。

あと給食の問題ですね。自園調理方式を基本としているけれども、小規模保育、家庭的保育や事業所内保育は連携施設からの搬入も認められております。これは当かすみがうら市条例の第16条にそうなっておりますが、国のほうのいわゆる基準参酌もそういうふうになっておるようですが、やはり子どもの健康というものを守っていく、そういう意味では、衛生面やアレルギー児の対応、子どもの体調に応じたきめ細やかな食事の提供のためには、給食は自園調理を必須条件にすると。調理員や調理室を設置するべきだと思いますが、この点についてはどういうふうにご検討して国どおりにしたんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんご指摘のこともちょっと心配するような部分はあるかと思いますが、余りにも多くのことを定め過ぎることによりまして、これらの施設に参入しようとするものを少なくするというようなことはちょっと考えたくないというふうなこともありますので、基本的には国の基準を参酌して定めたものであります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

子どもの保育だから、幾らそういう家庭的な保育だと言っても、5人以上だったり、6人から19人というところであっても、きちっとした自園方式にやるべきなんじゃないかということなんですよ。それについてちょっと答えてないんですがどうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そういうふうなことも考えなくはありませんが、基本的には今申しましたように、そういう事業への参入者、それらの条件として阻害するようなことはできるだけ避けたいというふうなことが前提にありますので、そこまでの答えを今現時点で求めるというようなものとしては考えてはいません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、居宅訪問型保育事業、いわゆる実際に居宅に行ってサービスするということなんです。これについてはいろいろな意見があったようなんです。深夜で保育する、これについては児童養護施設などにおいて複数の職員で対応できるようにすべきだという意見がございます。

また、屋外の階段設置の規制が外されて、4階以上の建物まで認められているようになっておりますが、保育の場所は原則1階とすべきだと思います。さらに、国基準では、立地に関する規制はありませんが、静かな環境での立地を許可基準に盛り込むべきだと思います。

これは横浜なんかはガード下に保育所を設けていたんですね。待機児解消を物すごくキャッチフレーズにしていますが、横浜はそういう形でガード下で保育をしている。それも本当に狭いような条件でやっていて、待機児解消だというふうにあドバルーン上げていますが、実態はそういうことになっているわけですね。

そういう意味では、加えてやる、つまり上乘せしてこの基準を加えていくと、上乘せしていくという考えが必要だと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

この条例を運用するに当たりまして、そういうふうな弊害等が生じてまいりますことも当然考

えられますので、そういうふうな事例が発生したときには条例等の変更等も含めてまた考えを見直していきたいというふうに考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今のところ家庭的教育、いわゆる5人以下、それから6人から19人というのは、今の霞ヶ浦地区では余り現実的ではないかなというふうに思いますので、そういう現実的なものになった場合に、よくよく保育新制度が動き出しますので、動き出して各地の経験、そういうものを見て改めて条例について見直すということも必要かなというふうに思います。

それと、家庭的保育事業の認可基準というのは、現行の認可保育所と大きな隔たりがある基準になっている。これは今言ったように、ABCのランクをつけてしまうということですね。これは児童福祉法第1条2項には、「すべての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とうたわれており、本法に抵触するような政策が進められているんじゃないかなと思うんですね。

保育士資格は3分の1でよいとされている認可外の保育所、認可外ですよ、——の保育所で子どもの死亡事故率は圧倒的に高いんですね。2013年の1年間における死亡事故件数は、認可保育所で4件、認可外保育所では15件となっております。これは厚生労働省の調べです。入所児童数から換算すると、認可外は認可の実に45倍。こういう事故の率があるということなんですね。ですから、認可保育所と比較すると、無資格者の多い認可外保育所の保育施設の死亡事故の件数は多くてリスクが高い。無資格試験の保育は避けるべきだというふうに思います。ですから、できる限り保育士資格を持った方でやっていくというふうにやるべきだというふうに思いますが、基本的な考え方でよろしいですからお答えできますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

そういうふうな保育士資格を持っていない方は、研修などにより行えるというようなことになっておりますので、市で行う研修内容、それらの質の高い研修の中身として、それらに当たる保育に当たるものに対しての研修を、保育業務に当たるものの質の高い保育ができるような研修を行っていききたいというふうなことで考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

質問に答えてないんだよ。市の研修を受けたらやるという、無資格と同じですよ。何のために学校まで行って国家試験をとって保育士になるんですか。そういうお金をかけて自分で投資をして保育士になって、専門職として資格を持っている。こういう保育士を排除することになっちゃうんですよ。だから、質の高い、低いABCのランクになって、問題になるということなんですよ。

なんか今の答えだと、研修、すばらしいかすみがうら市ですね。なんかどこかの学校の施設み

たいじゃないですか。どのぐらいの研修やるんですか、どのぐらいの研修でこれがオーケーになるんですか。少なくとも今の保育士さんは短大を2年間やらなきゃいけないでしょう、そして国家試験を受けるんです。

ちょっと答弁がとんちんかんですから、そういう保育士資格を優先するというふうに市は考えますかと言っているんですよ。それを逆に質の高い教育を行えばオーケーだ。だって質の高い教育をやるうたって、何回も不祥事起きているじゃないですか、当市でも職員だって。だから、問題だと言っているんですよ。いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

議員さんおっしゃられるとおりであることは間違いなくと思います。ただ一方では、それら保育士さん等がなかなかいないというような現状もありますので、国のほうの基準等はそれらを踏まえた中での基準を定めてあるというふうなことで理解してございますので、市においても、基本的には国の基準を参酌して今回は条例のほうへ提案させていただいておりますが、それらの保育士がなかなかいないというふうな中では、やはりそういったふうな研修も必要であるというふうなことで認識しておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

わからない、そういう研修……では、当市はどのぐらいの研修期間を考えているんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それらの研修については、これから考えていきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、まだどのぐらいの期間で保育士の資格と同じようなレベルになるかというのはわからないじゃないですか。何で保育士が足りないかというのは、賃金が安いというのが大きいんですよ。ですから、私が言っているのは、保育士資格を有するこういう方を優先に市は採用したり、また、そういう運用を考えるということじゃないんですかと言っているんですよ。そういうふうな方向なのに、今言ったように質の高い保育をやるのに研修を受ければいい、その研修期間はまだ今から決めますって。だれが責任持つんですか。市長ですか。市長になっちゃうんだよ、責任は。市長が一応トップですから。どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

申しわけありませんでした。基本的には保育士さん等でやられる方があれば、その人が優先的

な順位ではなってくると思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

よろしく申し上げます。そういう基本的な考え、姿勢が大事だと、かすみがうら市政。

議案第55号です。放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準の条例ですね。学童保育は児童福祉法34条の8に位置づけられた任意規定、これが不明確だったわけです。今度の新制度では、国レベルで初めて設置基準が示されたわけです。

そこでぜひやってもらいたいというのは、いわゆる学童保育には市町村において要綱というものがあるといことなんですね。うちも大塚ふれあいセンターで学童保育、または東小学校で学童保育、また各地学校を使って学童保育をやっていますね。そういう意味では要綱あると思うんですが、要綱ありますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

あります。今現在手元には持ってはございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

要綱があるわけですね。これは一番何を言いたいかということ、要綱と設置基準が設備運営に定める条例がばらばらになっちゃっているでしょう。これでは問題なので体系的にする。つまり放課後児童クラブ健全育成条例とかというふうに、そういうふうきちっと基準の中を定めながら、要綱と一緒にまとめて条例化するということが必要だということなんですが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

今議員さんからご指摘いただいたことも踏まえまして、運用しながらそれら矛盾が生じる部分は変えていきたいというふうなことで考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、最低基準の目的等という項目があります。この中に追加してもらいたいのは、今市だけではなくていろいろな事業所というか、民間の事業者がやっていらっしゃるよ、児童クラブというか、放課後児童クラブのね。そういう放課後児童健全育成事業、そういう事業者に対して財政支援を含めて支援しますということも加えるべきだというのが私たちの考え方なんです、そういう財政支援なんかも市のほうでやるというふうなことを考えていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

当面は今回提案させていただきます条例をもとに、また、これもこれらにつきましても、また運用する中で随時考えていきたいというふうなことで考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、設備の基準なんですね。専用区画の面積が児童1人につき1.65平米以上となっておりますが、これは保育の乳児の基準なんですね。少なくとも1人当たり1.98平米以上にすべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これらの基準につきましても、市が独自に基準等を持って今までおりませんでしたので、どういうふうなものが基準として置いていいかというふうなことがちょっと市独自では判断できる部分ではありませんので、国で定めた基準のほうを参酌してあるものでございますので、よろしくご理解賜りたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちょっと私も話ししたと思うんですよ、いろいろ聞き取りやったときにね。やはりここは何で1.98平米にするかという根拠なんです、全国学童保育連絡協議会というのがあるんですね。1967年に結成されたらしいんですが、この提言では施設の広さ、設備の内容で生活室、子ども1人について1.98平米以上を確保し、生活に必要な用具を備えると。そういうことを言っているんですね。プレールーム、子ども1人につき1.98平米以上を確保し、遊具を備える。ただし、生活室と共用する場合は、子ども1人につき3.96平米以上確保するというふうに厚労省に要請をしているそうです。

保育所では、乳児2歳以上、この保育室の面積が1.98平米なんです。大きい小学校に上がっている子どもたちがこの2歳以上の保育室の1.98平米なのに、1.68平米となったらやはり国の基準そのものが低いということなんです。学童保育を低く見ているということなんです。狭いような状況じゃまずいというふうに思うんですが、そういうところを国の基準に何でも従えばいいんじゃないんです。ここでこのポイントが1.98平米にすると、2歳以上が保育室ではなっているんですよ。小学校6年生まで今度は預かろうとしているわけでしょう。そういうところを検討すべきだと思いますが、そういうことは全く考えないんですか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これらにつきましても、この条例を運用するに当たっていく中で、当然条例をまた変えていくというようなことも視野には入っておりますので、よろしくご理解していただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、職員についてです。子ども40人までは支援員は2人以上としておりますが、これも学童保育連絡協議会が要請している、厚労省に要請したものなのですが、20人までは3人、21人から30人までは4人以上の支援員を配置すべきだというふうに要請しているんですね。支援員は全員有資格者としております。新制度では小学校6年生まで対象とすることになったことも踏まえて、設備や支援員の拡充なども具体化するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

これもまた同じ回答になって大変申しわけありませんが、運用していく中でそれらもまた見直し等も考えていきたいというふうなことで思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

なかなかそう簡単に答えられない問題が多過ぎて困っちゃうと思うんですが、そういう意味では、いろいろな提言をこの学童保育の連絡協議会やっているんですね。一度この提言の中身を見てください。ホームページでちゃんと取れますから。

なかなか厚労省、質問して色よい返事はしているんだけど、実際に条例というか、基準を設けるとなると後退しているんだよね。1.98平米もそういうことも考慮したいと答弁しているんですよ。ところが、1.68になっちゃったんですね。

それから、開所日数なんですが、1年につき250日となっておりますが、実態に合わせて280日というのを提案をしたいと思いますが、当市では何日なんですか、そしてほかの民間の児童クラブがありますね、そこは年間何日というふうになっているか教えてください。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

暫時休憩をお願いします。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時08分

再 開 午前11時16分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

細かい資料等については、後ほど委員会などにおきまして提出をさせていただきたいと思いますが、現在、放課後児童クラブ、そちらを運営しているものの数等につきましては、市のほうでは16カ所、1年間のほうの稼働日数でございますが、250日以上というふうなことであります。

また、民間におきましては、現在4カ所が行われています。おおむね290日程度を運営しているようでございます。また、平成28年度、来年にはまた民間で1保育所が行うというようなことであります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

その資料を議案審査特別委員会に提出してそこでやってほしいということですね。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

失礼しました。そのようなことであります。

また、一番先の議案第53号のほうのご質問の中で、保育料の徴収が市でできるかというふうな部分があったかと思うんですが、これにつきましては、児童福祉法の改正によりまして、児童福祉法の第56条の第11項でございますが、地方税の滞納処分の例によりこれらを処分することができるということが書かれているというふうなことで、市のほうで徴収ができるというふうなことであります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

その点については、後で確認させてください。また、私のほうが不用意にそれに対して反論はできませんので、それは確認してやりたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第52号ないし第65号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっている14件の議案の審査は、先例により議長を除く全議員で構成する平成

26年第3回定例会議案審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました平成26年第3回定例会議案審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く15名の議員を指名いたします。

それでは、直ちに全員協議会室にて議案審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時19分

再 開 午前11時37分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

この際、諸般の報告を行います。

休憩中に、平成26年第3回定例会議案審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので、報告をいたします。

委員長に中根光男君、副委員長に山本文雄君。

以上のとおり当選されましたので、報告をいたします。

諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（鈴木良道君）

日程第2、議案第66号 平成25年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第66号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号の審査は一般会計決算審査特別委員会へ付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 3 議案第 67号ないし議案第 72号

○議長（鈴木良道君）

日程第3、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてないし議案第72号 平成25年度かすみがうら市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの6件を一括議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑通告がありますので、発言を許します。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、議案第67号 平成25年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、一つ一つお伺いしていきたくと思います。

1つは、国保税の賦課状況についてお聞きします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

佐藤議員のご質問にお答えいたします。

資料は、皆様のお手元に配付してあります国民健康保険税の徴収率推移一覧というのがございます。そちらに基づいてご説明いたします。

現年度分の調定額は、一般分と退職分を合わせまして12億8281万8500円となります。過年度分につきましては、6億444万573円となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

この平成25年度の賦課状況、いわゆる調定額になると思いますが、この調定額について給与所得とか、営業所得、いわゆる国保では各階層の方が加入されていると思います。その加入されているところの賦課状況というか、割合について答弁願えますか。

職業別とその金額、これについて、もし順番で並べてもらえばいいですけども、並べられなかったら後でもいいです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

まず、給与所得者の方におきましては、2,662件ありまして、4億9977万5100円となります。その次に、営業所得の方に対しましては、656件ありまして、1億9576万9400円となります。次に、農業所得ですが、430件ありまして、1億2091万5700円となります。あと年金所得がありまして、こちらは1,821件ありまして、2億3857万1600円となります。その他の所得としましては

344件、8733万4700円となります。それから、所得がない方につきましては279件、881万3300円、所得不明の方もいらっしゃいまして、こちらは403件、3040万4900円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今、件数と金額をおっしゃいました。前もって言うておきましたけれども、大体この割合ですね、給与所得、大体順番で割合、それは金額とそれから件数、どの程度になるか、やってませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

割合につきましては、ちょっと今滞納分の割合のみ計算しておりまして、後ほど計算してお届けしたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、後でこの資料を提出していただいて、これ私は特別委員会の委員じゃないんですよ。だから、後で提出されても困るんだけど、まあいいでしょう。後で提出してください。私、後でもらってそれをチェックしたいと思いますが。

今、大体給与所得の方が一番多いというふうに受けとめましたので、その順序を出して提出して特別委員会のほうにも、私のほうにも提出してください。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、わかりました。そのようにいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、収納率の状況についてお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、収納率についてお答えいたします。

資料は先ほどと同じ資料になります。現年度分と過年度分がございまして、まず、現年度分の収納率につきましては、平成24年度が88.43%、平成25年度が89.6%となります。また、過年度分につきましては、平成24年度が18.88%、平成25年度が22.25%となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これで前年度と比べてどうなんでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

現年度分につきましては、収納率が若干上がっております。現年度分、過年度分ともに収納率は若干上がっていると思います。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年度と比べて若干上がっているということですね。

それから、不納欠損がここずっと続いているんですね、その件数及び平成24年度と平成25年度の対比、それから根拠法に基づく内訳についてお答え願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、お答えいたします。

不納欠損の状況ですが、お手元の不納欠損処分経年度実績表というのをお配りしてあるかと思いますが、そちらでお答えしたいと思います。

まず、平成24年度につきましては、執行停止後3年経過。こちらは地方税法の第15条の7第4項ですが、こちらは273件ございまして、4779万2261円となります。その次に、納付納入義務の即時消滅、こちらは地方税法の第15条の7第5項ですが、こちらにつきましては13件、154万5200円ございます。それから時効につきましては、同法第18条になります。こちらは67件、945万8882円となっております。

また、平成25年度につきましては、執行停止後3年経過が242件、5078万866円、納付納入義務の即時消滅、こちらが25件、148万6400円、時効につきましては68件、745万9896円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

全体の件数は減っているけれども、金額はふえたと。その中で同じように、執行停止後3年経過、これが平成24年度と平成25年度を比べると件数は減っているけれども、金額はふえている。

この執行停止後3年経過というのについて具体的に説明していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

ちょっと手元に資料がございませんので、ちょっと調べたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時50分

再 開 午前11時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認めます。

それでは、再開は午後1時30分より再開をいたします。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時30分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、佐藤議員の先ほどのご質問でお答えできなかった2つの点についてお答えしたいと思います。

まず、職業別の割合のほうからお答えさせていただきたいと思います。

平成25年度の課税のほうの割合なんですけど、給与所得者につきましては、件数が40.37%、金額でいうと42.30%になります。営業所得につきましては、件数で9.95%、金額で申しますと16.57%になります。また、農業所得につきましては、件数で6.52%、農業所得につきましては10.23%になります。それから、年金所得につきましては、件数で27.61%、金額では20.19%、その他の所得につきましては件数が5.21%、金額でいうと7.39%となります。所得がない方につきましては、4.23%の件数で金額は0.75%となります。また、所得不明の方の件数でいうと6.11%、金額で申しますと2.57%となります。

それから、もう1点、根拠法のほうですが、まず、地方税法の第15条の7第4項、滞納処分の執行停止3年継続ということについてご説明いたします。

こちらは執行停止から3年が経過していますが、執行停止の要件としましては、まず差し押さえるべき財産がないということ、それから生活を著しく窮迫させるおそれがある。滞納処分することによってですね。それがあつ場合。また、滞納処分する財産が不明である。こういうことが条件となつております。

また、次の地方税法第15条の7第5項、滞納処分の執行停止に係る即時消滅。こちらにつきましては、内容的に申しますと、滞納者が死亡しまして、また、相続人もいないような場合、また、差し押さえる財産がない場合、それと外国人就労者が滞納したまま帰国してしまつた場合などが考えられると思ひます。

最後に、地方税法の第18条、地方税の時効消滅ですが、こちらは法定納期期限の翌日から起算しまして5年間行使しないときというふうになつております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

調定額、いわゆる賦課額ですけれども、そういう意味では給与所得者が全体の件数では40%を超えて、いわゆる金額では42.3%ということなんです。

それから、次が年金ですね、年金が件数では27.6で金額では20.2%ということで、これまで国税保稅というのは農業とか営業とか自営業、これが逆に給与所得のほうにシフトしてきているという実態がここで明らかになつたのではないかなというふうに思ひます。

それから、次に、所得階層別収納状況についてお尋ねします。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、所得階層別の状況についてお答えいたします。

平成24年度、平成25年度の対比ということでもありますので、両方についてお答えしたいと思います。

まず、平成24年度ですが、50万円未満が2,625件、金額でいうと1億3669万8600円になります。50万円から100万円未満が802件、9102万8100円となります。100万円から200万円未満が1,493件、2億7266万3200円となります。200万円から300万円未満が927件で、2億5624万400円となります。300万円から400万円が419件、1億5889万円となります。400万円から500万円が182件、8771万8600円となります。500万円以上につきましては、341件、2億2959万300円となります。

これの平成25年度分につきましては、同じように50万円未満から2,507件、1億2590万2100円、次が50万円から100万円が8616万500円、100万円から200万円が、件数では1,492件で2億7020万3300円、200万円から300万円未満が887件、2億3811万8000円、300万円を超えて400万円未満につきましては399件ありまして、1億5152万6600円、400万円以上500万円未満が191件ございまして、9127万9200円、500万円以上につきましては331件ありまして、2億1839万5000円となつております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時37分

再 開 午後 1時39分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちょっと数字が違っていたと思うので、もう1回確認していただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

大変失礼しました。

まず、平成24年度のほうから申します。50万円未満につきましては、件数で1,319件、2億3899万1231円となります。50万円から100万円未満が150件、4357万3875円となります。100万円から200万円未満が326件、1億2914万2928円となります。200万円以上300万円未満が205件、1億627万7920円となります。300万円から400万円未満が71件ございまして、4860万3912円となります。400万円から500万円未満が17件、1251万5524円、500万円以上が20件で1607万320円となります。

また、平成25年度につきましては、それぞれ50万円未満が1,208件、2億1539万6145円、50万円から100万円未満が139件、3448万5172円、100万円以上200万円未満が309件、1億2615万2488円、200万円から300万円未満が191件ありまして、1億1043万2398円、300万円以上400万円未満が52件、3182万2254円、400万円以上500万円未満が22件、1137万958円、500万円以上が9件、1064万8100円となります。

申しわけありませんでした。訂正させていただきます。

○議長（鈴木良道君）

佐藤議員、これ全部データではだめですか。

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今述べましたけれども、決算審査特別委員会のほうで提出していただきたいというふうに思います。

簡単に言いますと、50万円未満が多い。今言ったのは単年度じゃないんですよ、過年度分の合計を言ったと思うんですね。

例えば単年度の場合は、これも資料として出していただきたいと思いますが、所得の給与所得、所得階層じゃなくていわゆる職業別階層を見ますと、単年度での滞納というのが給与所得、これが金額では70%なんです、滞納が。ですから、給与所得の方が単年度、いわゆる現年度ですね、現年度の滞納が70%を超えているという実態が平成25年度ではあったと。平成24年度を見ると、

このデータですけれども、61.7%なんですね。やはり圧倒的に給与所得の方が多いというデータになると思います。これについて調べていただきたいということと、それから、私のほうで知りたいというのは、所得不明と所得皆無というのがあるんですが、この所得不明というのはどういうことでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

こちらにつきましては、無申告のもの等になっておると思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

無申告というのは申告していないと、申告していないけれども国保証は出すということで、一応その人には課税というか、請求書というか、国保税の請求書は行っていると。これは逆に言えば、こういう方というのは、保険証を実際に1年限りで、次に繰り越して保険証をもらうという納税相談に来る人がどれだけいるのかというのもポイントだと思うんですね。こういうところで、所得不明の方がやはり過年度の滞納でも金額が相当額にわたっております。この所得不明という人たちに対しての保険証との関係ですね。実際に保険証を最初は郵送しますが、その次は郵送じゃなくて納税相談に来なければ1カ月だけで終わってしまうわけですね。こういうところについては調べておりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

そこまでの調べは行ってないと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりこういうところで所得不明の方が逆に滞納の全体で占める割合も多いんですね。こういうところをきちっと見ていかないと、保険証そのものが持ち合わせてないままになってしまっているというあらわれなんじゃないかなというふうに思います。

それでは、同じように年代別の収納状況、これ平成24年から平成25年のデータはございますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えします。

こちらのデータは作成しておりません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

実をいいますと、県の国保連合会で毎年2年ごと更新してつくっていますよね、あのデータというのは当市との関係というのはどうなっているんですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

当市のほうからデータを上げたもので、国保連合会で2年ごとにまとめているものだと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことでデータがこちらから行っているけれども、こちらでデータの集計ができないというのは、どういうわけで集計できないんですかね。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

12番 小座野定信君。

○12番（小座野定信君）

この場は一般質問ではありません。議案に対する審議で私見を入れた質問というのは、この場合には適さないと思います。ご指導願います。

○議長（鈴木良道君）

佐藤文雄君に申し上げます。

一般質問とは違いますので、その辺はご注意ください。

○9番（佐藤文雄君）

勘違いしていますね。一般質問じゃないです、数字ですからね。数字ですよ、一般質問じゃないです。ここに国保連合会のデータがある。

[発言する者あり]

○9番（佐藤文雄君）

だから、ここにどういうふうなデータになっているかというのを……

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時49分

再 開 午後 1時50分

○議長（鈴木良道君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、佐藤議員の質問にお答えいたします。

なぜデータがないかということですが、こちらは2年に一度の集計となっております、年度途中においてはこのデータ等ははまだ示せる段階にないということでございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、次に、職業別構成の中での滞納分、今言いましたのでこれはいいです。

次に、経年度の一般会計からの法定外繰入額と1人当たりの繰入額について報告願います。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

まず、こちらにつきましては、資料の国民健康保険特別会計、一般会計繰入金の年度別内訳というのがお手元に配付してあると思っておりますが、こちらでご説明いたします。

まず、平成21年度につきましては、2億2162万447円になりまして、1人当たり1万5576円になります。平成22年度につきましては、3億7441万8137円で、1人当たり2万6664円となります。

[佐藤議員「それは法定外でしょう。全体の分」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

失礼しました。では、法定外について訂正させていただきます。

まず、平成21年度につきましては、1130万6000円となりまして、1人当たり795円となっております。平成22年度につきましては、1億2130万6000円で、1人当たり8,639円となります。平成23年度につきましては、1億9798万1000円で、1人当たり1万4248円となります。平成24年度につきましては、2億692万9245円で、1人当たり1万5338円、平成25年度につきましては、2億2443万1530円となりまして、1人当たり1万7046円となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、年々法定外の全体の量と1人当たりの繰入額がふえているということで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

議員お見込みのとおりだと思います。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから飛ばして、歳入における過去10年間の国保負担の割合ですが、これどういうふうな傾向になっているかだけでよろしいかと思いますが、国庫負担ですね、これはどういうふうな状況ですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

一見すると国庫負担は伸びが余らないように思いますが、国保だけではちょっとわからない状況がありまして、この裏の国庫負担のそれぞれの複雑なものが絡み合っていますので、この表だけで国庫負担がふえている、減っているというのはちょっと判断しかねる表となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これはみんなに配付していますか。

あくまでもこれはデータであります。平成17年度が全体の国保会計に占める国庫支出金が33.53だったと。それが平成25年度は23.08%になったという事実は事実として受けとめたいと思います。

それから、医療費なんですけれども、この医療費についてですが、1人当たりの診療費、これはどのくらいになっているのでしょうか。平成24年度と平成25年度だけでいいです。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

診療費の平成24年度と平成25年度なんですけど、平成24年度につきましては、1人当たり21万4567円、平成25年度につきましては、1人当たり22万3320円、約4%ほど上がっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これも提出資料の、提出してないと思いますので、提出していただきたいかなというふうに思います。

私のほうでやったデータでいいますと、今度は実際に1人当たりの給付額はわかりますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そちらにつきましては、手元に資料がございません。すみません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

やはりそういうところでだんだん給付ふえていていると思いますので、そういう点も確認しておいてください。

それでは、特定健康診査の事業費というのは、いわゆるメタボじゃないですけども、40歳以上ですか、この特定診査だなというふうに思います。これについて平成25年度の予算は約3000万円でした。それが結果的に2300万円という実態ですね。これはこの計画と実態というのの関係を教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

特定健診の予算が3000万円で決算が2300万円ということですが、こちらにつきましては、国の目標はあくまでも対象者の6割を見込んでおります。市は4割ほど見込みましたが、実際には36.8%の受診にとどまりました。考えられることとしましては、この年ちょうどドックのほうは100人ほど人数がふえておりますので、そちらのほうに移行した可能性もあると考えております。以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

では、人間ドックは平成24年度と平成25年度の比較はどうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

ドックの受診者状況につきましては、平成24年度が672件、平成25年度につきましては760件でございます。

[佐藤議員「金額は」と呼ぶ]

○市民部長（板垣英明君）

そこまでのデータは今ちょっと手元ございません。申しわけございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういう意味では、人間ドックの件数が多くなっていると。金額も平成24年度と平成25年度比べて多くなっているということが確認できたかなというふうに思います。

健康管理というのは非常に大事ですからよろしくお願いします。

それでは、次、後期高齢のほうに移らせていただきます。

後期高齢も資料行っているかと思いますが、行っておりますか。これ、平成24年と平成25年だ

けでいいです。平成24年度と平成25年度あたりの所得額と保険税について。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

資料が皆さまのお手元にいつているかと思いますが、後期高齢者の医療制度加入被保険者の所得と保険料の推移、こちらでご説明いたします。

平成24年度の所得につきましては、1人当たり33万9501円、保険料につきましては、1人当たり4万2145円、平成25年度につきましては、35万1825円に対しまして、保険料が4万2632円となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

所得額に対する保険税の割合はどうでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

平成24年度につきましては12.41%、平成25年度につきましては12.12%となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

3番目です。短期保険証の発行数について同じく述べてください。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

同じ資料になりますが、やはり平成24年度につきましては、短期保険証17件発行しております。平成25年度は44件の発行となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これは短期保険証がふえていますよね。一旦ふえてまた減って、またふえているということについては、理由か何かはわかりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

お答えいたします。

そこまでの理由は今のところちょっとまだ検証の段階であります。検証中でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、後期高齢者医療制度、その中では普通徴収と特別徴収、特別徴収というのは年金から天引きする。実際には天引きができない、そういう低所得者の方は、普通徴収という形になっていると思いますが、その被保険者数及び特別徴収と普通徴収者の内訳、ここに書いてあると思いますが、実際に普通徴収者の全体の割合、割合についてここに数字が出ていないので、計算していると思いますので、その計算で教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

割合ですが、被保険者に対しての特別徴収の割合は……普通徴収の割合は86.5%……

〔佐藤議員「逆です。それは特別徴収。普通徴収です」と呼ぶ〕

○市民部長（板垣英明君）

ちょっと計算させてください。

お答えいたします。

被保険者に対する普通徴収の割合は、86.68%となります。すみません。22.09%となります。以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

前もってちょっと調べておいてくれと頼んでいるんだけど、普通徴収者の割合がどうなっているのかというのが大きいんですよ。私のほう計算では、データから単純に計算すると、平成24年は全体の被保険者が5,079でしょう、違いますか。そして普通徴収が1,236ですよ。そうすると24.33ですよ。平成25年は全体が5,176です。そして被保険者のいわゆる普通徴収者が1,112なんですよ。21.48%なんですよ。こういう数字になりますが、どうですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

はい、確認しましたらそのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成25年度と平成24年度で普通徴収の方がかなり減っているんですよ。120ぐらい減ってい

るんです。124人ですかね、これは個人個人ですから。124人減っているんですが、これはどういうことというふうに想定すればよろしいでしょうか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

正確にはわかりませんが、その分特徴対象者がふえてございます。特徴のほうに移行したのかなと思われまます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうところも分析をしていただきたい。それはなぜかという、滞納にかかわってくるんですね。普通徴収の方が、特別徴収の場合は年金から天引きしますから問題はないと思うんですが、普通徴収の方はやはり納付書が来て納付しなくちゃいけない。そうすると、滞納するという可能性があって、逆に厳しい状況で短期保険証に通ずるということになると思います。そこについて普通徴収者の収納状況について、平成24年と平成25年についてご説明いただきます。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

それでは、こちらにつきましては、現年度分につきましては、平成24年度が収納率が95.07%、平成25年度が96.89%となっております。過年度分の平成24年度が29.99%、また、平成25年度につきましては、23.79%という数字になってございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

この表にあるように、金額でないとよくわからないんですね。今おっしゃいましたが、このデータからいうと平成24年と平成25年の現年度、当年度の収入未済額というのは、逆に言えば当年度の滞納額になると思うんですね。そうしますと、平成24年度は約397万円ですね。そして平成25年度が238万円。繰り越しているもの、繰り越しは平成24年度が304万円、平成25年度が455万円になっているんですね。これで確認してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

そうでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで滞納繰越額がふえる傾向になっていますよね。一方で、不納欠損について、これに関連

して説明願えますか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

では、こちらもお手元の不納欠損処分経年度実績表についてご説明いたします。

まず、平成25年度の先ほどの国保と同じように平成25年度執行停止後3年経過のものが28件で6万2100円、納付納入義務の即時消滅、こちらはございません。時効が68件、60万8700円となっております。合計で96件の71万800円、こちらが不納欠損となっております。

ちなみに、平成24年度につきましては、執行停止3年経過が10件の15万1800円、時効が1件、1万8800円、トータルで11件の17万600円、合わせますと107件、88万1400円となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年と平成25年でふえていますよね。大幅にふえていると思いますが、これは特に時効5年というのが件数的には多いんですけれども、執行停止3年も多いですね。これはどういうふうに見たらよろしいのかということなんですけれども、そこまでは分析しておりませんか。

○議長（鈴木良道君）

市民部長 板垣英明君。

○市民部長（板垣英明君）

分析してございません。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、こういう現年度滞納、それから過年度滞納がどういうふうになっているか、それから短期保険証がどういうふうに行われているかという、こういう相関関係もやはりきちっと説明できるように調査をしていただきたいというふうに私は思います。

以上で、議案第68号の後期高齢は終わりたいと思います。

それでは、次、下水道のほうよろしく申し上げます。

下水道のほうです。建設費分担金、負担金及び使用料及び手数料、これは過去5年間ですが、実際平成24年と平成25年比べて徴収率が改善されているかどうかを簡単に言ってください。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

現年度分担金、負担金合わせたもので、平成25年度収納率は97.2%、平成24年度と比較いたしますと0.5%の減でございます。

なお、この減の理由といたしましては、4名の方の未納金がございました。1名の方について

は、平成26年9月に入金をいただき、残りの3名の方については、分納によって現在決められた額を納入いただいております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

加入状況について過去5年間のデータというふうに言っていますが、今平成24年、平成25年、これも改善されていますか、加入状況。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

加入状況につきましては、資料の5ページでございます。平成25年度末の公共下水道の加入状況につきましては、対象戸数9,798戸に対しまして前年度対比125戸の加入があり、9,264戸が接続し、94.5%の加入率となっております。

ご指摘をいただいております加茂・牛渡流域特定環境保全公共下水道につきましては、前年度対比31戸、加入率3%の増でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

平成24年と平成25年でどうなのかということだけじゃなくて、改善されているかということなんです。特に今私が指摘しようと思った加茂・牛渡流域特環ですね。これが前回も目標を幾らと言いましたか、5%を目指すというふうに答弁したんじゃないかなと思うんですが、実際は何%ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のように5%、48件の加入を目指すようなご答弁を申し上げましたけれども、現在、実際といたしましては厳しい状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、なぜ厳しい状況なのかという、厳しい話では決算にならないんですね。目標ということで近づけるということで、その近づけてもかなり遠いよというふうなことを言ったと思うんです。これが今まで最高でも平成20年で6.6%でしょう。だから、5%というのは現実的な数字かなというふうに思ったけれども、なぜそれができなかったかということなんです。それが決算ですよ。なぜできなかったのか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

既にご答弁は申し上げてございますけれども、下水道の接続につきましては、戸別訪問を県の職員と同行により実施をした経過がございます。それにもかかわらず実際できなかったということにつきましては、今後さらなる検討を重ねてまいらなければならないというふうには考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

さらなる検討、検討では見当つかないですよ。いつまでになっているかね。

具体的にやはり実際に加入してない方がいらっしゃるわけでしょう。数字的にわかっているわけですよ。ですから、前に調査活動したでしょうよ。調査したときにどういう声がそれに反映しているか。それと同時に、もう一度そういうふうに個別に意見を聞いて、それに基づいて対策を練るといふふうにやっていかないと対策にならないんですよ。前にアンケート取りましたよね。あれは2年前ですか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

アンケート調査の結果でございますけれども、平成24年度に実施をした内容で、その中で当分の間接続見込みなしというような回答が大きな割合を占めてございますので、この接続見込みなしの方につきましては、さらに個別訪問を重ねて加入の促進に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ですから、そういうアンケートに基づいていろいろデータが出ているわけですから、そこに市としての対策というのも考えていく必要があるのかなというふうに思います。

それでは、5番目のほうで、建設費総額に対する平成25年度、平成24年度ですね、平成25年度の使用料総額の比率、千代田地区と霞ヶ浦地区、それぞれ幾らになるか。また、この下水道の事業債はいいです。この分だけ言っていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

建設費総額に対する平成25年度使用料総額の比率につきましては、資料の7ページでございます。

初めに、建設費総額は241億4646万1144円に対する使用料の比率でございますが、使用料総額は3億2401万5280円であり、千代田地区の使用料は2億5233万7360円となり、千代田地区建設費

123億3100万7910円による比率は2%となります。

また、霞ヶ浦地区使用料も同様に比較いたしますと、霞ヶ浦地区建設費118億1545万3234円に対し、比率は0.6%となります。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

こういう数字を見ますと、やはり千代田地区の問題では2%、霞ヶ浦地区が0.6%ですから、この点がやはり問題なんじゃないかと思うんですね。それで使用料についての割合をちょっと述べていただけますか、使用料全体の割合。千代田地区と霞ヶ浦地区の使用料の割合。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

千代田地区の使用料は2億5233万7360円、霞ヶ浦地区使用料は7167万7920円でございます。

[佐藤議員「私は割合を言ったんです。割合はどうですかと言ったんです、100に対して」と呼ぶ]

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

すみませんでした。千代田地区につきましては77.88%、霞ヶ浦地区22.12%でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ちなみに建設総額について、これも霞ヶ浦と千代田地区、割合言っていたいただけますか。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

建設費総額でございますが、241億4646万1144円に対する使用料の比率でございますが……

[佐藤議員「そうじゃない、建設総額に対して千代田地区と霞ヶ浦地区の割合」と呼ぶ]

○土木部長（渡辺泰二君）

すみません、ちょっと……すみません。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時23分

再 開 午後 2時24分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

平成25年度までの建設投資総額でございますが、7ページの右側となります。

投資総額は241億4646万1144円でございますが、千代田地区は123億3100万7910円、全体の51%、霞ヶ浦地区は118億1545万3234円で全体の49%となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、やはり使用料については、千代田地区が78%、霞ヶ浦地区が22%、建設総額については霞ヶ浦地区が49%でしょう、そして千代田地区が51%なんです。こういうアンバランスがありますよということなんです。ここについて霞ヶ浦地区のほうの公共下水道、こういうところの投資に対して効果的にやるにはどうしても加入者をふやしていかなくちゃいけないという根本的な対策をとらなくちゃいけないということなんです。このことについてぜひ検討して、特別会計決算審査特別委員会でご審議していただきたいと思います。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

ご指摘のとおりいたします。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、農業集落排水事業。

これについては、同じように分担金、使用料が改善されているか。

○議長（鈴木良道君）

10分間暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時38分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

お答えをいたします。

資料の10ページでございます。

分担金につきましては、総額131万8343円の収入があり、11.4%の収納率で前年度対比6.1%の減となっております。使用料につきましては、現年度、過年度合わせまして収納率は97.1%と

なり、平成24年度と比較いたしまして0.3%の減となっております。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

土木部長、改善されているかと聞いているんですよ。その数字言ったら改善されていないというふうにしかなれないんですけども。その時になぜマイナスになったのかというところが分析なんじゃないですか。私の質問は改善されていますかという質問なんですよ。それに答えがないからややこしくなるんですよ。

○議長（鈴木良道君）

土木部長 渡辺泰二君。

○土木部長（渡辺泰二君）

申しわけありませんでした。結果的には改善はされてございません。平成25年度に実施をいたしました加入促進状況におきましても、30%を占める当分の間接続見込みなしというような結果も出ておりますので、先ほどの下水道と同じような形で戸別訪問を行い、加入促進に努めてまいりたいというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

当分がなかなか難しいと。当分難しいなんていうことではまずいですから、ぜひ努力をしていただきたい。根本的な改善策というか、それが必要なんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ市長なんかも相談して、新しい加入促進のための方策というのを考えていただきたいというふうに思います。

それでは、介護保険のほうに移らせていただきます。

介護保険については、予算と決算の差額、これについて簡単にご説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

お答えいたします。

お手元のほうに配付されているかと思いますが、介護保険給付費予算決算額というようなことでタイトルが打たれているものでございます。

棚が幾つかに分かれているかと思いますが、一番上の棚に保険給付費となっている棚があると思います。この棚は、その2段目以降の棚全てを合計したものの額というふうなことでございます。この合計の給付費につきましては、平成25年度では決算額で申しますと27億4178万1068円というふうなことでございます。予算との差額におきましては、6741万7932円というふうなことで記載してございます。以下、その中身の内容につきましては、各サービス等によってそれぞれ記載されております。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

だから、平成24年度と平成25年と私言いましたけれども、つまり保険給付費が伸びていますよということなんじゃないですか、決算で。そこを話ししてほしいんですよ。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

失礼しました。給付費総額におきましては、平成24年度と比較しまして104.2%というような伸びとなっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

当初の計画はどうでしたか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

予算額から比較してもらえればと思うんですが、そこでも同じような伸びになっているかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

同じような伸びですか、計算しましたか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

24と25の予算額におきましては、104.2%というような数字でほぼ同じようなことかと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

予算と決算で実際にどういうふうに伸びているか、今後どういうふうに伸びるかという点での検証が必要だということを強調したいと思います。

それから、不納欠損ですね、この不納欠損についてご説明いただきます。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、お答えいたします。

2枚目のほうのページに記載してございます。タイトルが欠損件数及び金額というようなことでタイトルが打たれてございます。

一番下に平成25年度の不納欠損の内容が記載してございます。平成25年度においては、平成21年度分と平成22年度分合わせまして232件の不納欠損数で、額としましては720万2425円というような内容でございます。

その欠損の中の人数でございすが、合計では226名というようなことで、職権消除による欠損が1件、死亡による欠損が34件、転出・出国21名、収入見込みなし170名というような状況です。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

介護保険というのは、不納欠損のやり方というのは、国保とか一般の税金とは違うやり方をとっているというふうに思いますが、これはどういうわけかご説明できますか。

では、いいです。後で教えてください。

2年で大体介護保険の場合は、不納欠損というか今言う欠損になっているので、そうしますと、これが実際に行われると、介護を受けようとしたときに、介護が100%使用料が負担がかかるというふうに聞いていますがどうですか。

○議長（鈴木良道君）

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時46分

再 開 午後 2時57分

○議長（鈴木良道君）

再開いたします。

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

それでは、佐藤議員さんのご質問にお答えします。

介護保険料の滞納者におきまして各種サービスを受ける場合には、1年から1年6カ月の間に、条件にもよりますが、未納であった方に関しましては、一旦自己負担において全額を払っていただき、その後申請に基づきまして、結果的には1割負担というようなこととなります。

また、それと2年以上滞納している場合でございすが、一旦は全額納めていただき、その後、滞納の期間等によりまして、本人負担は3割というようなことでの対応をしているところで

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことで、滞納すると一旦全額を払わなくてはいけないということがあると、結果的に1割負担になったとしても、全額払わなくてはいけなくなっちゃうと。非常に介護保険を受けに

くくなるということになるかと思えます。

それでは、普通徴収の、過去5年間の被保険者のデータがありますからこれはいいです。これ伸び率だけ教えていただけますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

平成25年度におきましての1号被保険者でございますが、1万922名のうち1,517名の認定者数というふうなことでございます。認定率としましては13.89というふうなことで、平成24年度の14.14%と比較しますとやや平成25年度は下がっている状態だと思えます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

私も資料請求ちょっとまざったんですが、要支援もあるかと思えますので、後で要支援のものの教えていただきたいと思えます。

それでは、徴収の問題ですが、これも普通徴収と特別徴収がありますね。特別徴収じゃなくて、特別徴収は天引きでいいんですから、年金からね。不普通徴収のことについて説明願えますか。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

普通徴収についてのご質問でございますが、第1号被保険者数が1万922名、うち普通徴収者数でございますが、2,094名。その割合でございますが、19.17%というふうなことでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

収納率も。

○議長（鈴木良道君）

保健福祉部長 金田克彦君。

○保健福祉部長（金田克彦君）

収納率におきましては、83.9%でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

そういうことでは、2割近い方がこういう滞納をしているということがありますので、介護保険が受けられなくなる危険性がありますので要注意してもらいたいと思えます。

では、次に水道のほうへいきます。

まず1つ、当該年度の前年度と比べての差額、分析結果について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

お配りしております資料①をごらんいただきたいと思います。

平成25年度は、一般会計から営業外収益といたしまして3700万円の補助金を受けております。決算における損益計算におきまして、2321万9461円の純利益となっております。

予算と決算の差額について説明をさせていただきます。

水道事業収益におきましては、平成25年度水道の加入金と雑収益等の増によりまして1548万2000円の差額となっております。また、水道事業費用につきましては、予算に対しまして人件費、薬品費、受水費、支払利息等の減額がありましたが、減価償却費、資産減耗費が増加したため、1190万5000円の差額となっております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

純利益について説明願います。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お配りしております資料②をごらんいただきたいと思います。

純利益につきましては、平成23年度は877万円の赤字決算でありました。平成25年度決算におきましては、平成24年度の決算に続き黒字決算となる2322万円の純利益を確保しております。純利益につきましては、全額を減災積立金に積み立て処分させていただきたいと考えております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、給水原価ですね、これについて簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても、資料③をごらんいただきたいと思います。

給水原価につきましては、昨年度より3.1円増加の247.6円となっております。有収水量が昨年度よりおよそ2万立方メートル、率にして0.5%減少する中で、減価償却費が増加しております。人件費は減少しましたが、電気料金、受水費、減価償却費、支払利息が原価の中で多くを占めておりますので、給水原価と供給単価の差額の解消は進んでいない状況でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それでは、企業局からの購入水とその金額について簡単に説明してください。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましては、資料の④をごらんいただきたいと思います。

平成25年度は県西用水から日量4,600、県中央と1,400立方の契約によりまして、その中で受水申し込みを行っております。過去5年間の実績と当該年度を比較してみますと、日々の配水量にかかわらず月単位で一定量の申し込みを行っておりますので、県西、県中央を合わせた受水水量の合計、それぞれの受水費を加えた合計額は、これまでの5年間を見ますと、余り差は生じていないと考えております。

ただ、平成26年度、今年度につきましては、県中央からの受水量を増量しておりますので、この分の受水費がふえることとなります。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで、この資料に私、途中で追加したのは、水源の内訳なんですね。年間総配水量に対して受水水量と地下水量の割合。これについて説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましても、資料④の下側をごらんいただきたいと思います。

こちらが平成20年度から平成25年度までの水源の内訳でございます。平成25年度につきましては、水源といたしまして年間で426万4947立方、地下水が224万1442立方でございます。それと受水水量といたしまして202万3505立方でございます。割合といたしましては、地下水が上回っているということでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それで、これ私でいろいろ調整してやっていたのが、つまり原水及び浄水費ですね、これが見ますと次第に上がっていますよね。平成20年度81.5が今現在89、1立方に対してなっていると思うんです。今度は平成26年度ですね、参考ですが2,100にしましたよね。そうすると地下水量と受水水量が変わってくると思いますが、この割合とそれから今言った原水及び浄水費の単価はどのぐらいになりますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

お答えいたします。

まず、平成26年度、本年でございますが、2,100トンまでふやした場合、県中央だけで申しますと、基本料金で2032万8000円の増加になります。合わせまして使用料金、これは申し込みによ

ってのものでございますが、使用料金につきましては1660万7500円、合わせまして3693万5500円の費用が増加すると見込んでいるところでございます。

それと原水及び浄水費に対しての比較かと思いますが、こちらにつきましては、動力費、浄水以外の動力費等も含まれておりますので、見通しといいますか、概略になりますけれども、これを割りますと90.2円になるかと思いますが。さらに原水及び浄水費の比重がふえてくるということでございます。

それと県水と地下水の割合でございますが、2,100にふやすことによりまして、今までは地下水のほうが割合が高かったわけでございますけれども、平成26年度につきましては、5割以上を県水に頼るということになってきます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

2,100になると地下水と受水費の逆転が起こって、原水及び浄水費、これについては単価が上がってしまうという結果だということですね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員お見込みのとおりでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、東電の補償料について説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

こちらにつきましては、資料を用意してございませんので口頭でのお答えとなります。

東京電力株式会社の福島第一原子力発電所及び第二原子力発電所の事故によります原子力損害の補償請求にかかわります補償料につきましては、当水道事業といたしましては、2つの浄水場において月2回ずつ実施しております。これは水道水の放射能測定に係る費用でございます。総額で78万1200円でございます。全額が補償されております。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、給水人口等について簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

過去5年間の給水人口についてお答えいたします。

お配りしております資料⑥をごらんいただきたいと思います。

年々給水人口は減少傾向にあります。平成20年度4万2670人であったものが、平成25年度は4万1161人になっております。人数にいたしまして1,509人の減、率にいたしまして3.5%の減少になるかと思っております。給水量につきましては、これまでのところ給水人口の推移に合わせて減少傾向にありますので、これ以後も同じような推移をたどるかと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

今総合計画というか水道事業の計画をつくっているという段階ですので、ここではお答えができないかなと思うんですが、人口とか給水量の予測というのは、ここではまだ答えられないということではよろしいですか、まだ答えられませんね。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

議員おっしゃるとおりでございます。今現在、来年度の水道ビジョンに向けて基礎資料の整理をしているところでございまして、今の人口推計等につきましても検討している段階でございますので、この場での回答は差し控えさせていただきたいと思っております。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

それから、他会計、いわゆる一般会計からの補助金がどんどん削られていますが、それに対してそれなりに、一時平成23年は赤字になりましたが、その後は何とか回復をしているということですが、対策について簡単に説明いただけますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

平成20年度からの一般会計の補助金につきましては、お配りしております資料⑦をごらんいただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、平成20年度は9000万円の補助金でございましたが、平成25年度は3700万円でございます。一般会計からの補助金3700万円につきましては、現状の水道料金体系を維持するため、収益的収入の営業外収益として計上いたしまして、企業債利息に全額を充当しております。一般会計からの補助金により、供給単価と給水原価の差額分を補っている現状でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

これを見ますと人件費が随分圧縮されていますが、人件費がどんどん人数が減っていますが、これはどういうふうに所長は見ていらっしゃいますか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

確かに人件費、人数そのものが減っているところでございます。なるべく外注等外部委託できるものはするということで今まで来ております。今後も外注できるものは外注したいと考えているところでございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

ということは、今現在の人数で8人で事足りるというふうに理解してよろしいですか。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

人数につきましては、8人減らされましたが、どうにかやりくりでやっているという現状でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

最後になりますが、水道事業における霞ヶ浦地区と千代田地区の比率について簡単に説明してください。

○議長（鈴木良道君）

水道事務所長 田崎 清君。

○水道事務所長（田崎 清君）

水道事業におけます霞ヶ浦地区と千代田地区の比較についてでございますけれども、こちらにつきましても、お配りしております資料の⑧をごらんいただきたいと思います。

まず、給水収益でございますが、合計で9億744万800円でございます。このうち霞ヶ浦地区は3億2363万7000円、率にいたしまして35.7%、千代田地区は5億8381万1000円、率にして64.3%となります。

それと給水人口につきましては、合計で4万1161人、このうち霞ヶ浦地区は1万6067人、率で39.0%、千代田地区につきましては2万5094人、率で61%でございます。

それと加入戸数でございますが、こちらにつきましては、合計で1万5024戸、霞ヶ浦地区が5,477戸、率にいたしまして36.5%、1戸当たり2.9人になるかと思えます、それと千代田地区につきましては9,547戸、率で63.5%、1戸当たり2.6人ということになります。

それと表の中で1日最大給水量でございます。こちらにつきましては、平成26年2月9日、ここの冬でございますが、こちらに記録されております。この日は凍結による漏水がかなり多かった日かと思えます。この日は合わせて1万3096立方の配水量がございました。このうち霞ヶ浦

地区は5,851立方、率にして44.7%、千代田地区は7,245立方、率で55.3%でございます。

説明は以上でございます。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君。

○9番（佐藤文雄君）

千代田地区と霞ヶ浦地区の全体の割合については、収益とそれから加入戸数、これは大体35～36で、霞ヶ浦地区が35～36で千代田地区が63～64というような感じで整合性はとれているというふうな感じかなというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（鈴木良道君）

9番 佐藤文雄君の質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第67号ないし第72号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第67号ないし議案第72号までの6件の審査については、特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会へ付託いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 4 議案第73号 市道路線の変更について

○議長（鈴木良道君）

日程第4、議案第73号 市道路線の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

質疑なしと認めます。

以上で議案第73号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号の審査は、所管である産業建設委員会へ付託をいたします。

日程第 5 請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

○議長（鈴木良道君）

日程第5、請願第8号 「集団的自衛権容認の閣議決定」の撤回を求める意見書提出の請願書

を議題といたします。

請願の委員会付託についてお諮りいたします。

本請願は会議規則第141条第2項の規定により平成26年第3回定例会議案審査特別委員会に付託をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

○議長（鈴木良道君）

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

続いて、休会についてお諮りいたします。

委員会の審査及び議案等の調査研究のため、9月12日から18日までの7日間を休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（鈴木良道君）

ご異議なしと認め、9月12日から18日までの7日間休会とすることに決しました。

次回は9月19日定刻から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 3時21分